

**市報**

# おおいた

60. 5. 1

No. 932

編集と発行

大分市荷揚町2番31号

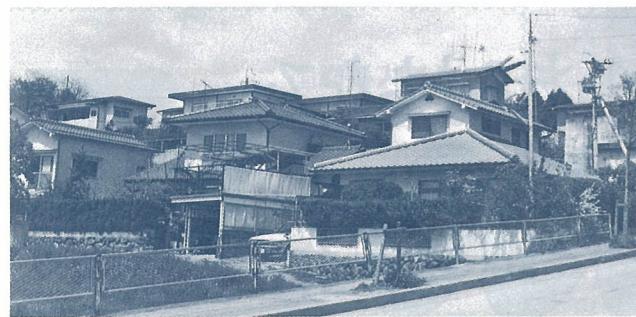
大分市秘書広聴室広聴広報課

(☎ 34-6111)



こいのぼりと春まつり





## 固定資産税 計算例 都市計画税

### 1. 土地 (200m<sup>2</sup>の住宅用地)

評価額が59年度までは200万円であったが、60年度の評価替えで250万円となつた場合。

#### 固定資産税

$$\frac{60\text{年度評価額} + \text{上昇率}}{59\text{年度課税標準額}} = \frac{2,500,000\text{円} \times 1.25}{2,000,000\text{円}} = 1.25\text{倍} \dots \text{上昇率}$$

別表1による負担調整率は1.1となります。

$$\text{従って } 500,000\text{円} \times 1.1 = 550,000\text{円}$$

(59年度の課税標準額) (60年度の課税標準額)

$$550,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} (\text{税率}) = 7,700\text{円} \dots \text{固定資産税}$$

#### 都市計画税

$$\frac{60\text{年度評価額} + \text{上昇率}}{59\text{年度課税標準額}} = \frac{2,500,000\text{円} \times 1.25}{2,000,000\text{円}} = 1.25\text{倍} \dots \text{上昇率}$$

別表1による負担調整率は1.1となります。

$$\text{従って } 2,000,000\text{円} \times 1.1 = 2,200,000\text{円}$$

(59年度の課税標準額) (60年度の課税標準額)

$$2,200,000\text{円} \times \frac{0.25}{100} (\text{税率}) = 5,500\text{円} \dots \text{都市計画税}$$

※都市計画税については、住宅用地の特例は適用されません。

$$\text{年税額} = 7,700\text{円} + 5,500\text{円} = 13,200\text{円}$$

(固定資産税) (都市計画税)

### 2. 家屋 (59年新築で125m<sup>2</sup>の木造住宅、評点数10,000,000点)

$$10,000,000\text{点} \times 0.8 \times 0.95 = 7,600,000\text{円}$$

(再建築費評点数) (経年減点補正率) (1点当たりの価額) (評価額=課税標準額)

#### 固定資産税

$$7,600,000\text{円} \times \frac{1.4}{100} (\text{税率}) = 106,400\text{円} \dots \text{通常の固定資産税額}$$

ただし、この家屋の場合は60年度から3年間、税額が半分に軽減されます。(軽減の対象となる面積は100m<sup>2</sup>までです)

$$7,600,000\text{円} \times \frac{100\text{m}^2}{125\text{m}^2} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2} = 42,560\text{円} \dots \text{軽減される税額}$$

$$106,400\text{円} - 42,560\text{円} = 63,840\text{円} \dots \text{軽減後の税額}$$

※4年目からは通常の税額になります。

#### 都市計画税

$$7,600,000\text{円} \times \frac{0.25}{100} (\text{税率}) = 19,000\text{円} \dots \text{都市計画税}$$

※都市計画税については、新築住宅の軽減はありません。

#### (別表1) 宅地などの負担調整率

60年度評価額 =上昇率	負担調整率	60年度評価額 =上昇率	負担調整率
59年度課税標準額		59年度課税標準額	
1.3倍以下	1.1	1.15倍以下	1.05
1.3倍超え1.5倍以下	1.15	1.15倍超え1.3倍以下	1.1
1.5倍超え1.7倍以下	1.2	1.3倍超え1.5倍以下	1.15
1.7倍超え1.9倍以下	1.25	1.5倍を超えるもの	1.2
1.9倍を超えるもの	1.3		

## 60年度 固定 ~ 前納は

59年中に新築された住宅で、  
次の要件にあてはまる場合は3  
年間または、5年間固定資産税  
が2分の1に減額されます。

ただし、人の居住の用に供す  
る部分の床面積のうち、百平方  
メートルまでの部分について減額され  
ます。

延べ床面積が40平方メートル(1  
戸建て以外の貸家住宅の場合は30  
戸)

☆3年間税額が2分の1になる  
もの

### 新築住宅は税額を軽減

固定資産税をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

59年中に新築された住宅で、  
次の要件にあてはまる場合は3  
年間または、5年間固定資産税  
が2分の1に減額されます。

ただし、人の居住の用に供す  
る部分の床面積のうち、百平方  
メートルまでの部分について減額され  
ます。

延べ床面積が40平方メートル(1  
戸建て以外の貸家住宅の場合は30  
戸)

☆3年間税額が2分の1になる  
もの

固定資産税は、次の人々に納め  
ていただきます。

①60年1月1日現在で、土地や  
家屋登記簿に所有者として登記  
されている人または、土地・家  
屋補充課税台帳に所有者として  
登録されている人。

固定資産税を納める人

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税とは

固定資産税とは

固定資産税とは

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

固定資産税は、毎年1月1日  
(賦課期日といいます) 現在で  
土地、家屋、償却資産(これら  
を総称して固定資産といいま  
す) を所有している人が、その  
固定資産の価格をもとに算定さ  
れる税額をその固定資産の所在  
する市町村に納めるものです。

59年に建築された家屋の課税  
標準額は、次のようにして求め  
ます。

①国の基準をもとに、その  
家屋の再建築費評点数というも  
のを求めてください。

☆5年間税額が2分の1になる  
もの

59年に建築された家屋の課税  
標準額は、次のようにして求め  
ます。

②この負担調整措置によつて、  
個々の土地に対して適用され  
る負担調整率は、上昇率に応じ  
て別表1・2の中から求めます。

の土地の評価替えに伴う税負  
担を緩和するための措置です。  
この負担調整措置によつて、  
毎年徐々に評価額に基づく税負  
担に近付くことになります。

&lt;p



▽内容	今後の婦人に關する施策の取り組みに役立たせるため、婦人の社会参加や職業等についての意識実態調査
▽時期	8月ごろ
▽対象者	2千人(無作為抽出)
▽調査方法	郵送による調査
船上工エスティバル・パネルディスカッショーン	「家庭の船」5周年および「国連婦人の10年」を記念

△対象者	若年婦人：50人程度
△内容	武漢市婦人訪問団10人 (1週間滞在の予定)との交流
△時期	5月下旬
※詳しく述べ △内線3444	は社会課 (☎ 611) へお問い合わせ



（二二三）  
ない子供になる。  
孫にそんな寂しい人間関係を  
つくらないためにも、子供を産  
むことから一考の要があるので  
はないだろうか……。

(佐藤益美)

# 婦人の地位向上を目指して

（今年は「国連婦人の10年」最終年）

「国連婦人の10年」がスタートして以来、婦人問題を解決するための努力が世界各国で続けられてきました。今年は、その「国連婦人の10年」の最終年に当たりますので、大分市でも次のような行事を行う予定です。皆さんの積極的な参加・協力をお願いします。

家庭の船に別棟で婦人を増員しての船上フェスティバルとパネルディスカッション

# 高齢化に一考

# 市長隨想

お年寄りを支えるような時代になりつつあるのである。ではなぜそうなるのか。それは、若い夫婦の子供を産む数の減少に視点を置くべきではないだろうか。

# 大分の「街路樹のあるまちなみ」 写真コンテスト 作品

**作品募集中!!**



緑は、人々の心にうるおいとやすらぎを与えてくれるほか、気温緩和効果や大気浄化、災害防止効果など自然がわたしたちに与えてくれた貴重な資源です。

市民の皆さんと共に都市の緑を増やし、  
生活環境の美化や快適性を増大させるため  
街路樹を自然の樹形にのびのびと育て、緑  
のトンネルづくりを進めています。

そこで、街路樹愛護をより一層推進するため、今年初めて全国規模での「街路樹のあるまちなみ」写真コンテストを実施します。

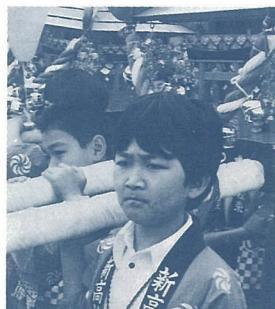
あなたも縁あふれる大分のまちなみを写真に収めて応募してみませんか。

應募要領

- |      |   |             |   |
|------|---|-------------|---|
| ◇題 材 | 大分市内の街路樹のあるまちなみをテーマにした作品  | ◇応 募 上 の 注意 | ○単・組・カラー写真とも、パネル、台紙はりは不要です。<br>○応募作品には住所、氏名、電話番号、題名、撮影場所、撮影年月日を記入（用紙は自由）してください。<br>○応募作品は未発表のものに限り、違反した場合は入賞決定後でも取り消します。<br>○入賞、入選作品のネガは入賞、入選通知を受けた後、郵送または持参してください。<br>○入賞、入選作品の使用権は大分市に帰属します。<br>○グループでも応募できます。<br>○応募作品は一切返却しません。 |
| ◇資 格 | 住所、年齢、プロ・アマを問いません。  |             |   |
| ◇作 品 | <ul style="list-style-type: none"><li>○白黒、カラープリント…四ッ切以上</li><li>○カラースライド…35ミリ判以上</li><li>○組み写真…5枚以内</li></ul> <p>※応募点数は1人5点以内</p>   |             |   |
| ◇締 切 | 11月30日(土)必着   |             |   |
| ◇ 賞  | 3部門の中より次の賞を決定します。 <ul style="list-style-type: none"><li>○金賞 1点 賞金100万円</li><li>○銀賞 1点 賞金 30万円</li><li>○銅賞 1点 賞金 10万円</li><li>○入選 10点 賞金 3万円</li></ul> <p>(入賞、入選者以外には参加賞があります)</p> |             |   |
| ◇発 表 | <ul style="list-style-type: none"><li>○期日 12月上旬</li><li>○方法 新聞・市報おおいたで発表するほか、入選者に直接お知らせします。</li></ul>   | ◇応 募 ・ 問合せ先 | 〒870 大分市荷揚町2番31号<br>大分市役所都市建設課(☎④6111内線468)   |
|      |   | ◇主 催        | 大分市・大分市緑化推進協議会  |



おしらせ



老人居室整備資金をお貸します

△貸付条件 ①建築しようとす  
る人が60歳以上の親族である老  
人と同居している人。②市内に  
住所を有する人。③居室を真に  
必要とし、自力で居室整備を行  
うことが困難な人。④市税を完  
納している人。⑤貸付けを受け  
た資金の償還能力を有する人。  
⑥貸付決定のあるまでに着工し  
ていないこと。⑦老人専用居室  
のみの増改築であること。(家  
屋全部の新築および老人居室以  
てはおらず)

老人居室整備資金をお貸し  
します

△貸付条件 ①建築しようとす  
る人が60歳以上の親族である老  
人と同居している人。②市内に  
住所を有する人。③居室を真に  
必要とし、自力で居室整備を行  
うことが困難な人。④市税を完  
納している人。⑤貸付けを受け  
た資金の償還能力を有する人。  
⑥貸付決定のあるまでに着工し  
ていないこと。⑦老人専用居室  
のみの増改築であること。(家  
屋全部の新築および老人居室以  
てはおらず)



4月14日に行われた城東春まつりのスナップです。写真を本人に差し上げますので、広聴広報課(☎6111内線269)までご連絡ください。

△申込み・問合せ先 福祉課

勧めをやめた人は国民年金  
に加入しましょう

△申込み期間 5月1日～18日  
(☎6111内線338)へ。

△償還条件 (1)貸付年度内据置  
(2)無利子 (3)10年間半年賦均等  
額：百20万円以内  
△貸付決定 審査のうえ決定し  
ます。

△申込み・問合せ先 福祉課

△申込み期間 5月1日～18日  
(☎6111内線338)へ。

△申込み・問合せ先 福祉課

大石町一丁目3組南  
開館時間 9時～17時  
休館日 月曜日と祝日

## 視聴覚センター



# あなたも学習講座に参加しませんか

だれでも自由に参加できる「60年度・視聴覚センター市民学習講座」が決まりました。  
アウトライフを楽しむカメラ教室やビデオ教室をはじめ、教養を高める各種の学習講座があります。みんなで参加し、学び豊かな生活を築いてみませんか。

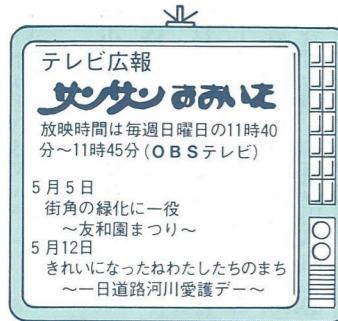
## ◇60年度 市民生涯学習講座

区分	講座名	内容	定員(人)	期間・期日
映像学習講座	映像で学習する中高年者講座	映画やテレビを視聴し、講師の話を聞くことにより教養を高める	—	5月、6月、7月、8月、9月の第4日曜日 9時30分～11時30分
	市民放送セミナー	テレビ「その日～1995年・日本」を視聴して教養を高めるとともに、放送学習の方法を身につける	—	10月、11月、12月、1月、2月の第4日曜日 9時30分～11時30分
	放送利用中央セミナー	放送番組を利用した学習の意義やその方法について習得する	—	2月5日 10時～15時
	家庭教育講座(小学校)	テレビ「おかあさんの勉強室」を視聴して、現代の家庭におけるさまざまな問題について学習する	70	6月5日～10月9日・1月8日 7月3日～11月6日 10時～9月11日・12月4日 12時
	家庭教育講座(総合)	テレビ「親の目・子の目」を視聴して、現代の家庭におけるさまざまな問題について学習する	70	6月15日・10月19日・1月25日 7月6日・11月16日 10時～9月14日・12月14日 12時
語学講座	中国語入門 日常英会話Ⅰ・Ⅱ	LL機器・教材とVTRを利用して、語学の学習をする	各講座とも48	中国語入門講座(年間24回) 英会話講座(Ⅰ、Ⅱとも前期、後期)
	16ミリ映画取扱い講習会	16ミリ映画取扱いと、効果的な利用法について実践上の技術を修得する	45	6月13日・9月13日・1月14日 7月13日・11月13日・2月13日 9時～16時30分
視聴覚講座	16ミリ映画取扱い再講習会	16ミリ映画取扱いについて実践上の技術を再修得する	—	機器操作認可証所持者 7月14日、12月1日 13時30分～16時
	ビデオ教室	VTR・TVカメラの機能および操作方法を学び制作実習する	40	2日間参加 6月30日・7月7日 9時～16時
普及活動	カメラ教室	カメラの取扱いから撮影まで、主として基礎的技術を修得する	40	3日間参加 10月12日・10月19日・10月26日 13時30分～16時
	8ミリ教室	8ミリ映画機・8ミリフィルムの取扱いと効果的な撮影方法について実践上の技術を修得する	48	11月14日 9時～16時
親子映画会	親子映画会	親子で映画を見て家族の対話を深め豊かな情操を養う	—	毎月第3日曜日(8月を除く) 13時30分～15時30分
	音楽鑑賞	クラシック、軽音楽、ポピュラー、歌謡曲などをテープやレコードで鑑賞し教養を高める	—	常時リクエスト受付 9時～16時30分
	外国語個人演習	LL機器を利用して外国語(英語、中国語、ドイツ語、スペイン語、フランス語、ポルトガル語)のテープとテキストを利用して演習し教養を高める	—	常時受付 9時～16時30分 L研修室のあいている日
	市民自作ビデオ発表会	市民の自作ビデオの作品発表会の場を設け、豊かな情操と創造性を養う	—	締め切り 2月23日 表彰式 3月15日

## ◇市民語学講座生を募集しています(語学講座以外は別途市報で募集します)

講座名	内容	日時	講師	申し込み・その他
中国語入門	LL機器などを利用した中国語入門講座	年間24回 毎週土曜日 13時30分～15時30分	中井政喜氏 (大分大学助教授) 竹田津陽子氏 (元大分大学講師)	○定員 各講座とも48人 ○受講料 無料 (ただし、テキスト代は自己負担)
前期 日常英会話Ⅰ	LL機器などを利用した初歩的な英会話	10月までの毎週木曜日 10時～11時30分	阿部幹康 (視聴覚センター指導主事)	○受付開始 5月7日(火)
前期 日常英会話Ⅱ	LL機器などを利用して、基礎英会話ができる人を対象とした講座	10月までの毎週木曜日 10時～11時30分		○申込方法 直接来館して申し込んでください。定員になり次第締め切ります。

農振地域内農地除外申請は  
5月11日までに



障害年金、母子年金などの現況届はお早目に  
障害、母子年金などの現況届はお早目に  
障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金を受けている人は、お手元に郵送される現況届に所定の事項を記入・押印して5月31日までに提出してください。障害福祉年金の受給者は提出の必要はありません。

目1番29号 (32) 35339へ。  
△申込み・問合せ先 県婦人会館(城崎町)  
△内容 ワープロ入門、三級販売  
△対象 就業希望の婦人  
△定員 30人  
△会費 無料(テキスト代は自己負担)

△申込み・問合せ先 県婦人会館(城崎町)  
△内容 ワープロ入門、三級販売  
△対象 就業希望の婦人  
△定員 30人  
△会費 無料(テキスト代は自己負担)

## 移動図書館巡回日程

(5月22日以降は次号に掲載)

月日	場所	時間
5月 8日 (水)	松が丘トキハイインダストリー駐車場 松が丘中央公園横	10時～11時30分 13時～14時30分
	小佐井小学校 屋山バス停前 久土公民館	9時40分～10時40分 11時～12時 13時30分～14時30分
	椿が丘ショッピングセンター横 宗方台宮ヶ迫東公園 賀来桑原上バス停前	10時～10時40分 11時～12時 13時30分～14時30分
	河原内小学校 判田中学校前 つつじヶ丘団地(東芝アパート前)	10時～11時 13時～14時 14時20分～15時
	上り尾(若杉氏宅前) 美園団地 大内公民館	10時～10時30分 11時～12時 13時30分～14時30分
5月 9日 (木)	福良(海野商店) 吉野公民館 杉原(三浦商店)	10時30分～10時40分 11時～12時 13時30分～14時30分
	敷戸西町第一集会所 敷戸新町広場 旦野原ハイツ広場	9時40分～10時40分 11時～12時 13時30分～14時30分
	敷戸南町市営集会所 敷戸北町県営第四集会所 敷戸東町第七集会所	9時40分～10時40分 11時～12時 13時30分～14時30分
	成松公民館 農協松岡支所	9時40分～10時40分 11時～12時
	下宗方公民館 田尻グリーンハイツバスストア駐車場 寒田団地ショッピングセンター駐車場	10時～10時40分 11時～12時 13時30分～14時30分
5月 14日 (水)	農協別保支所 別保小学校 皆春神社	9時40分～10時20分 10時40分～11時40分 13時30分～14時30分
	国分台公共広場 国分団地 国分新町(菊屋商店)	10時～11時 11時20分～12時 13時30分～14時30分
	大村公民館 三佐公民館 住友社員会館	9時40分～10時20分 10時40分～11時40分 13時30分～14時30分
	二目川鉄原アパート前広場 ひまわり団地 広畑海運王子原社宅	9時30分～10時30分 10時50分～11時50分 13時30分～14時30分
	農協添支所 農協高田支所 堂園公民館	9時40分～10時20分 10時40分～11時40分 13時30分～14時30分
5月 16日 (木)	小原団地集会所前 宮崎台第一児童公園下 ふじが丘山手区東子供公園	9時40分～10時40分 11時～12時 13時30分～14時30分
	上戸次小学校 中寒田バス停前 寒田団地南町寒田公園	10時～10時40分 11時10分～12時 13時30分～14時30分
	光吉新町広場前 東植田公民館 ふじが丘大開工業所	9時40分～10時40分 11時～12時 13時30分～14時30分
	ニューメンタウン第一児童公園 高城団地(椎原ストア駐車場) 岡原第二入江興産社宅	9時40分～10時40分 11時～12時 13時30分～14時30分
	明野南町集会所(N222) 明野元町集会所(N10-11) 明野東町集会所(N121-18)	9時30分～10時30分 10時50分～11時50分 13時30分～14時30分
5月 17日 (金)	葛木団地 久保山町 森町団地集会所	9時30分～10時30分 10時40分～11時40分 13時30分～14時30分

## 高崎山山開き

▷日時 5月12日(日) 雨天の場合は19日(日) 受付 9時

▷集合場所 柴原八幡宮

▷参加料 無料

▷その他 弁当・水筒などを持参してください。

▷問合せ先 大分史跡友歩会事務局 (☎363770 橋本祥案) へ。  
(観光課)

## 青年交歓のつどい

▷日時 5月18日(土)18時から 5月19日(日)15時まで

▷場所 靈山青年の家

▷対象者 青年および青年団員

▷募集人員 60人

▷内容 スポーツ大会、フリートーク、青年団・サークル活動の紹介、靈山登山

▷参加料 1人1,700円

▷持参品 筆記用具、洗面用具、運動服、運動ぐつ(上履き、下履き)、健康保険証

▷申込方法 5月14日までに電話かはがきで靈山青年の家(〒870-11岡川864番地☎①2777、①2760)へお申し込みください。(靈山青年の家)

## 赤十字救急法(婦人)講習会

▷日時 5月21日(火)、23日(木)、24日(金) 9時30分～16時

▷場所 日赤大分県支部(千代町二丁目3番26号)

▷定員 40人(先着順)

▷会費 600円(テキスト代)

▷申込方法 電話で日赤大分県支部(☎③42236)へお申し込みください。(社会課)

## 市自転車競技記録会

▷日時 5月19日(日) 8時30分

▷場所 別府市営競輪場

▷対象者 中学生以上の市民

▷参加料 1人500円(保険料含む)

▷種目 400mタイムトライアル、1,000mタイムトライアル、ミスアンドアウトレース

▷使用自転車 トラックレーサーまたはロードレーサー

▷申込み・問合せ先 5月12日までに電話かはがきで市自転車競技連盟(〒870大津町二丁目4番2A-7-32 ☎⑤61871 峯利忠男)へ。(体育保健課)

## かるた(小倉百人一首)の集い

▷期間 5月～61年4月(毎月第3日曜日) 13時～17時

▷場所 大分公民館

▷対象者 小学校低学年から一般男女まで

▷会費 年間2,000円

▷申込み・問合せ先 電話で大津和子(☎⑤89222)へ。(県かるた協会大分支部)

## 「ことばを考える日」

▷日時 5月18日(土) 18時

▷場所 県立芸術会館大ホール

▷内容 講演「ことばと人間関係」講師 篠田英之介氏(日本教育開発研究所所長)

▷その他 ①入場料1,000円 ②アトラクションとして詩吟、民謡、歌謡があります。

▷問合せ先 ことばを大切にする会(☎⑦2720)へ。

います

△開催日 5月26日(日)

△目的地 しだかユートピア

(雨天の場合はアフリカンサフアリ)

△対象者 母子および父子家庭の親子(児童は小学生のみ)

△参加費 無料(昼食は市で用意します)

△申込み先 母子家庭:別表のとおり。父子家庭:社会課(☎③46111内線344)へ。

△申込締切日 5月14日(火)(バ

スの定員に限りがありますので、満員の場合はお断りすることも

△申込方法 5月14日までに電話かはがきで靈山青年の家(〒870-11岡川864番地☎①2777、①2760)へお申し込みください。(靈山青年の家)

△返済期間 5年以内(公正証書貸付)

△申込期間 5月1日～31日

※詳しくは商工労政課(☎③46111内線394)へ。

△貸付利率 無利子

△貸付期間 5年以内(公正証書貸付)

△申込方法 5月1日～31日

△貸付期間 5年以内(公正証書貸付)

△貸付利率 無利子



武漢市での語学研修を終えて  
一年振りに、日本へ帰国して、  
はや一ヵ月。日本のめまぐるしく動く社会に、やつと慣れたらと  
ころです。

語学研修生として、友好都市  
武漢市で一年間、中国語の勉強をしてきたわけですが、日本とは、すべての面で異なり、時間も、日本に比べると、ゆっくり過ぎていったような気がします。



雲南省 思芽にて

今、思えば、苦しいことも多かつたけれども、それ以上にすばらしい経験ができました。言葉を覚えれば、覚えるほど、中国人の人々との話は、楽しくなっていきました。

今、中国は、すばらしい勢いで発展しています。そして、日本の技術も次々と送りこまれています。中国も日本の技術を要求しています。

今まで、近くで遠い国だった

中国。しかし、次第に身近な存在になつきました。

そして、大分市と武漢市の友好関係は、その先端をいくものといえるでしょう。

これから先、日本と中国、大分市と武漢市の関係も、より重要な密接になつていくものと思われます。

わたしもこの体験を生かし、頑張つて行きたいと思つていま



## 大分市の面積と人口



面積	359.02km <sup>2</sup>
人口	381,322人
男	185,787人
女	195,535人
世帯数	122,465世帯
(3月末現在の住民登録から)	

## 九州青年の船

▷募集人員 20歳から27歳までの青年44人(男女22人ずつ)  
▷訪問先 中国  
▷日程 8月31日～9月13日  
▷申込み先 5月20日までに社会教育課(☎④6111内線534)へ。  
▷問合せ先 県青少年婦人課(☎④6111内線2362)へ。

## ジュニア労美展

▷期間 6月27日～7月2日  
▷場所 トキハ7階プラザ  
▷応募資格 市内の事業所で働く青少年  
▷種目 絵画、書、写真、彫刻、手工芸、デザイン、イラスト  
▷応募締切日 6月22日(土)  
▷申込み・問合せ先 商工労政課(☎④6111内線393)へ。



## 家庭婦人スポーツ教室生

▷期間 5月27日～8月12日(毎週月、木曜日)  
▷会費 3,000円(スポーツ傷害保険料を含みます)

▷申込み・問合せ先 5月15日までに往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、教室名を記入のうえ、体育保健課(〒870 荷揚町2番31号 ☎④6111内線539)へ。

▷その他 定員になり次第締め切ります。

教室名	会場	時間	定員
軟式庭球	市営駄ノ原テニスコート	9時30分～11時30分	40人
卓球	県立荷揚町体育館	13時30分～15時30分	40人

(体育保健課)

## 暮らしと社会を結ぶ婦人の学級

期日	内 容	期日	内 容
5/17	映画と講義	10/18	暮らしと市政
5/31	ほうちょうの作り方	11/1	施設見学
6/7	映画と講義	11/15	映画と講義
6/21	体力測定	12/6	福祉施設見学
7/5	暮らしと法律	12/20	おせち料理
7/19	ちぎり絵	1/17	豊後女性史
9/6	文化財	2/7	食生活と有害食品
9/20	史跡めぐり	2/21	精神衛生
10/4	暮らしと人権	3/7	映画とお別れ会

▷時間 10時～12時 ▷会費 2,000円(18回分)

▷会場 大分公民館 ▷定員 30人

▷申込方法 5月15日までに電話で大分公民館(☎④4938、④3159)へお申し込みください。(大分公民館)

## 大正琴教室生

▷期間 6月6日～61年3月27日(毎月第1・第3木曜日、13時～15時)  
▷場所 市社会福祉センター  
▷対象者 60歳以上の市民  
▷定員 30人(定員を超えたときは抽せん)  
▷会費 無料(教材費は自己負担)  
▷申込方法 5月15日までに往復はがきをセンター備え付けの用紙に住所、氏名、生年月日、電話番号を記入のうえ、社会福祉センター(〒870 穂田町三丁目5番11号、☎④2050)へお申し込みください。

(社会福祉協議会)

(社会福祉センター)

## 大正琴教室生

▷期間 6月6日～61年3月27日(毎月第1・第3木曜日、13時～15時)  
▷場所 市社会福祉センター  
▷対象者 60歳以上の市民  
▷定員 30人(定員を超えたときは抽せん)  
▷会費 無料(教材費は自己負担)  
▷申込方法 5月15日までに往復はがきをセンター備え付けの用紙に住所、氏名、生年月日、電話番号を記入のうえ、社会福祉センター(〒870 穂田町三丁目5番11号、☎④2050)へお申し込みください。

(社会福祉センター)

◎60周年になり、気分一新を込めて4月15日号から市報の印刷の色を変えてみました。また、5月1日号を皮切りに毎月1回2色刷りをお届けする予定です。引き続きご愛読のほどを…(堀) ◎写真取材の際、コイのぼりが思うようになびかず苦労しました。コイは思うようにはならないものですね…(大渡)